

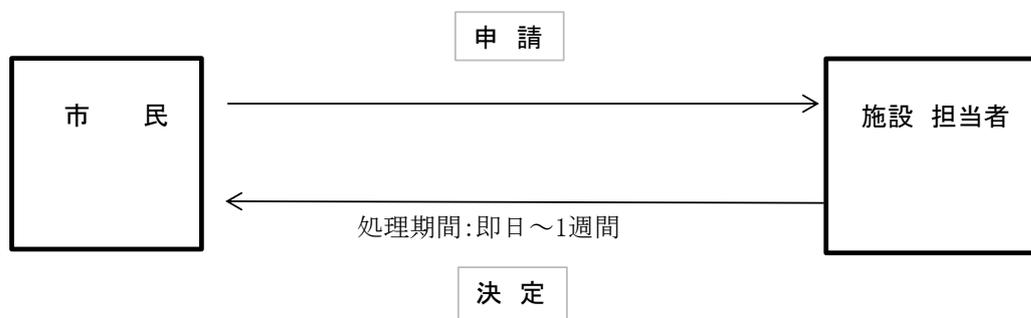
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 20

処 分 名	松山市総合コミュニティセンターの使用許可	
処 分 の 概 要	コミュニティセンターの使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市総合コミュニティセンター条例(昭和59年条例第15号)	
条 項	第3条	
所 管 課	スポーティングシティ推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日から1週間	
標準処理期間	計 即日から1週間	
判断基準	<p>同条例第5条の制限内で第6条第1項の各号に該当しない場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6日間を超えて使用はできない ・公の秩序・善良の風俗を害する ・施設又は附属施設を損傷・滅失するおそれがある ・管理運営上支障がある ・その他市長が不相当と認める <p>【根拠法令等】 松山市総合コミュニティセンター条例 (使用許可) 第3条 センター(前条第5号の施設を除く。以下同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>●審査基準 松山市総合コミュニティセンター条例 (使用期間制限) 第5条 センターは、引き続き6日を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用制限) 第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設又はその付属施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。 (4) その他市長がその使用を不相当と認めるとき。 	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。